

事業系ごみの処理方法などが変わります

1 市は事業系ごみを収集しません！

事業系ごみは、家庭系ごみ集積場所（地域のごみステーション）に出せません。
ただし、要件を満たした小規模事業所については、**特例的に市が収集します。**

適正処理

許可業者に**収集を委託**するか、**自ら環境クリーンセンターへ持ち込み**していただきます。（処理手数料等がかかります）

※許可業者：天理市一般廃棄物収集運搬業許可業者

すでに、収集委託又は自己搬入されている事業者の皆様は、引き続き**適正処理**にご協力ください。

2 処理が困難な廃棄物については、分別、切断等の**中間処理が必要**になります。また、**持ち込み量などの制限**があります。

※スプリングマットやソファなどは、スプリングと布等を分けてください。
※廃プラスチックは、1回の持ち込み量は10kgまでになります。また、畳（新築や改装から出る場合は持ち込めません）は1回につき6畳分までなど

小規模事業者の事業系ごみの行政収集について

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理**することが義務付けられています。(法第3条)。

平成25年10月から、**少人数で事業を行っていて、排出するごみ量が少量**の事業者については、**特例的に市が収集を行いますので、あらかじめ市に申請をしてください。ただし、下記の条件の事業者のみの収集となります。**

小規模事業者の事業系ごみ収集

● 従事者(事業主を含む)の総数が4人以下であること

● 1回の排出量が以下の基準であること

・ 燃やせるごみは450袋で2袋以下(週に2回)

・ 燃やせないごみは450袋で2袋以下(月に2回)

・ 資源ごみは1回当たり燃やせないごみと同程度の量(月に2回)

※1事業所から排出されるごみの総量が、上記の基準を超える場合は申請できません



※粗大ごみ及び有害ごみは出せません。

環境クリーンセンターに事前に登録
(審査があります)

透明又は半透明のごみ袋に事業
所名を記入し、ごみ集積場に出す



● 収集曜日・収集時間

収集曜日は「家庭系ごみ」と同様です。収集日当日の朝8時までに出してください(前日から出すことは出来ません)。

● 出す場所

事業所がある、地域のごみ集積場に出してください。ごみ集積場は自治会等で管理していただいているので、自治会等に連絡しルールに従って出してください。

● 出し方

「家庭系ごみ」と同様です。排出方法等でルール違反のごみは収集しません。また、ルール違反で出されたごみは、調査や指導を行い、改善されない場合は登録を取り消します。

※上記の小規模事業所以外の事業所は、許可業者と個別契約し処理を依頼されるか、自ら環境クリーンセンターへ直接持ち込んでいただくことになります。



許可業者へ委託



自己搬入